

平成29年10月31日判決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の5記載の原処分を取消しを求める、ということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人とA(以下「A」という。)は、昭和〇年〇月〇日に婚姻し、平成〇年〇月〇日に離婚した。
- 2 Aは、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第78条の14第1項に基づき、離婚時の年金分割(以下「年金分割」という。)に係る標準報酬の改定を請求(以下「3号分割請求」という。)した。
- 3 機構は、3号分割請求に基づき、平成〇年〇月〇日付けで、Aに対し、厚年法第78条の14第2項及び第3項の規定により、標準報酬月額及び標準賞与額を改定及び決定する旨の処分(以下「先行処分」という。)を行った。
- 4 Aは、平成〇年〇月〇日(受付)、機構に対し、厚年法第78条の2第1項に基づき、年金分割に係る標準報酬の改定を請求(以下「本件請求」という。)した。
- 5 機構は、本件請求に基づき、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、厚年法第78条の6第1項及び第2項の規定により、「按分割合：40.0%」、「改定割合：0.3320636」、「標準報酬改定年月日：平成〇年〇月〇日」、「標準報酬が改定された期間：昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで」として、標準報酬を改定又は決定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 6 請求人は、原処分を不服として、〇〇

厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 厚年法第78条の2第1項の規定によれば、第1号改定者(被保険者又は被保険者であった者であって、厚年法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。)又は第2号改定者(第1号改定者の配偶者であった者であって、同条第1項第2号及び第2項第2号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。)は、離婚等をした場合であって、①第1号改定者及び第2号改定者が標準報酬の改定又は決定の請求をするとき及び請求すべき按分割合について合意しているとき、又は、②厚年法第78条の2第2項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき、のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について対象期間(婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間の標準報酬(第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬をいう。)の改定又は決定を請求することができることとされている。そして、厚年法第78条の14第1項は、被保険者(被保険者であった者を含む。以下「特定被保険者」という。)が被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚等をしたときは、厚生労働大臣に対し、特定期間(当該特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者であった期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間の標準報酬(特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。)の改定及び決定を請求することができる旨規定し、厚年法第78条の14第2項は、厚生労働大

臣は、厚年法第78条の14第1項の請求があった場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる旨規定し、厚年法第78条の14第3項は、厚生労働大臣は、厚年法第78条の14第1項の請求があった場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる旨規定している。また、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第49条によれば、厚年法第78条の14第1項の規定の適用については、平成20年4月1日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しないものとされている。

なお、厚年法第78条の3第1項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る被保険者期間の標準報酬並びに厚年法第78条の6第1項及び第2項の当該特定期間に係る被保険者期間の改定前の標準報酬については、厚年法第78条の14第2項及び第3項の規定による改定又は決定後の標準報酬とするとされている。

そして、これについての厚生労働大臣の権限に関する事務は、機構に委任されているところである(厚年法第100条の4第1項第21号、第23号及び第25号)。具体的な離婚分割の手続は、当事者により標準報酬の改定又は決定の請求が行われることにより開始され、機構は標準報酬を改定又は決定することとなるが、この場合、改定又は決定された標準報酬は当該標準報酬改定請求のあった日から将来に向かってのみ効力を有することとされている(厚年法第78条の2及び第78条の6)。

2 これを本件についてみるに、先行処分については、当事者間の争いはなく、請求人は、原処分不服を申し立てているのであるから、本件の問題点は、原処分による改定後の標準報酬が上記法令に基づき適正に計算されているかどうかである。

本件記録によれば、按分割合は40.0%、改定割合は0.3320636、標準報酬改定年月日は平成〇年〇月〇日とされ、標準報酬が改定された期間は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までとされている。また、氏名及び対象期間標準報酬総額は、第1号改定者はB、〇円、第2号改定者はA、〇円と認められる。以上認定された数値等から上記法令に基づき本件請求に係る改定割合を算定すると、

{ 請求すべき按分割合 - 厚年法第78条の3第1項の規定により算定した第2号改定者の対象期間標準報酬総額 ÷ 厚年法第78条の3第1項の規定により算定した第1号改定者の対象期間標準報酬総額 × (1 - 請求すべき按分割合) } …… 第1号

{ 請求すべき按分割合 + 厚年法第78条の3第1項の規定により算定した第1号改定者の対象期間標準報酬総額 ÷ 厚年法第78条の3第1項の規定により算定した第1号改定者の対象期間標準報酬総額 × (1 - 請求すべき按分割合) } …… 第2号

改定割合 = 第1号 ÷ 第2号 となり、{ 0.4 - 21,665,103 ÷ 191,341,504 × (1 - 0.4) } ÷ { 0.4 + 191,341,504 ÷ 191,341,504 × (1 - 0.4) } = 0.3320636 となることが認められる。

3 以上のとおりであって、原処分違法、不当な点はないというべきである。請求人は、原処分の結果、対象期間における請求人及びAの標準報酬が6対4に分割されていないと主張する。しかし、厚生年金保険の被保険者であった期間の全部

又は一部が平成15年4月1日前であるときは、老齢厚生年金の額は、① 同日前の被保険者であった期間の平均標準報酬月額 $1000$ 分の $7.125$ （ $\div 1000$ 分の $5.481 \times 1.3$ ）に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額及び② 同日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬月額 $1000$ 分の $5.481$ に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額を、合算した額とされていることから（厚年法第43条、国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）附則第20条第1項）、合意分割請求における「請求すべき按分割合」に応じた標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定において適用する改定割合について、その算定において用いるのは、対象期間の「標準報酬」ではなく、対象期間の「標準報酬総額」（平成15年4月1日前の標準報酬月額については $1.3$ を乗じた上、さらに対象期間の全期間の標準報酬月額、標準賞与額について厚年法第43条第1項に規定する再評価率を乗じて得た額の総額）なのであり（厚年法第78条の3第1項、厚生年金保険法施行令第3条の12の5、厚生年金保険法施行規則第78条の9）、原処分は、対象期間の標準報酬総額を6対4に分割しているのであるから、誤りはなく、原処分の結果、対象期間の老齢厚生年金の額も6対4の割合になるのである。

- 4 よって、本件再審査請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。